

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
令和元年度第4回総会次第

日時：令和2年1月23日（木）14：00～
場所：福島県庁本庁舎総務委員会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議長選出

4. 議事録署名人及び書記任命

5. 報告事項

報告第1号 水田農業をめぐる情勢について

報告第2号 令和2年産米の地域の合理的な単収の設定について

6. 議 題

議案第1号 令和2年度水田フル活用ビジョンの考え方および
今後の推進（案）について

議案第2号 令和2年度産地交付金（案）について

7. 閉 会

資料一覧

次第

資料一覧

出席者名簿

報告第1号 水田農業をめぐる情勢

報告第2号 令和2年産米の地域の合理的な単収の設定

議案第1号 令和2年度水田フル活用ビジョンの考え方および
今後の推進（案）

議案第2号 令和2年度産地交付金（案）

令和元年度第2回「令和2年産米の需要に応じた生産・販売にかかる地域農業再生協議会説明会」開催要領

令和2年度水田フル活用ビジョンの考え方および今後の推進（案）

1. 令和2年度水田フル活用ビジョンの考え方

以下の考え方に基づき、「福島県水田フル活用ビジョン」の策定をすすめる。

1. 制度別・用途別の現状と課題

- 本県の令和元年産主食用米の作付面積は、運用改善された備蓄米に積極的に取り組んだことにより、前年産を下回る結果となった。
- しかし、令和元年産米の農家手取りは5年連続で増加しており、令和2年産米においても主食用米の増産意欲が高まることが想定される。
- 一方、国全体の米需要量が減少（令和1/2 727万t→令和2/3 717万t）していることから、生産者に対し、主食用米の作付拡大は供給過剰や価格下落を招く懸念があることを十分認識してもらうことが必要。
- 適正な主食用米の作付を進めるため、非主食用米や戦略作物等への転換を一層推進することが必要。令和2年度の重点取組事項は、
 - ①備蓄米の取組促進
 - ②飼料米の作付及び複数年契約の推進
 - ③麦、大豆、園芸作物への転換
- また、「60kg当たり価格」から「10a当たり収入」へ生産者の意識転換を促し、多収品種や多収技術の導入を継続して進めることが必要。
- 更に、主食用米の事前契約を促進し、本県産米の早期の需要確保を図ることが必要。
- そのため、地域農業再生協議会や方針作成者が連携し、早期に地域の制度別・用途別作付け計画や推進方針の協議が必要。

2. 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

- 高品質で安定した収量確保に向けた取り組みの支援
- コシヒカリの削減と「天のつぶ」「里山のつぶ」の生産推進
- 実需者と連携した中・外食向け米を始めとした事前契約の促進

(2) 非主食用米

ア. 飼料用米

- 飼料用米の本作化による定着促進
- 飼料用米の複数年契約の積極的推進
- 基本技術実践や多収品種導入による生産量（単収）の確保

イ. 米粉用米

- 実需者との連携による取組促進

ウ. 新市場開拓用米

- 一般的に生産者手取り価格が低いことから、10a当たり収入の安定確保を目指し、高収量とコスト低減を目指した取り組みの促進

エ. WCS用稲

- 畜産農家との連携促進による安定生産

オ. 加工用米

- 酒蔵からの堅調な需要に応じた掛米生産拡大
- 高収量・コスト低減を目指し、需要の多い低価格帯（米菓、味噌醤油醸造等）への対応促進

カ. 備蓄米

- 令和2年度の県別優先枠27,050トンの有効活用のため、早期の推進
- 「天のつぶ」などで、多収技術を導入し生産量を確保することで、主食用米並の所得が得られる有利性を周知しながら、積極的な取組推進

キ. 酒造好適米

- 平成29年度まで適用されていた酒造用米の新規需要米相当分

議案第1号

の枠を活用

- 酒蔵との連携を深め、新品種「福乃香（福島酒50号）」など、県産酒造好適米の需要拡大と生産促進

(3) 麦、大豆、飼料作物

- 麦・大豆を取り入れた「1年2作」、「2年3作」体系や水稲とのローテーションの推進
- 麦・大豆の収量と品質の確保
- 大豆「里のほほえみ」等広域流通銘柄への転換促進

(4) そば、なたね

- 排水対策による収量確保を重点推進

(5) 高収益作物（野菜等）

- 水田農業高収益化推進助成の活用推進
- 基盤整備実施地区における園芸作物の導入推進
- 畑作の「2年3作」体系への土地利用型野菜の導入
- 補助事業活用による施設化や省エネ等技術の導入推進

(6) 畑地化の推進

- 水田農業高収益化推進助成の活用推進
- 畑作物の作付推進と担い手への利用集積促進

3. 作物ごとの作付予定面積

単位：ha

作物	令和元年度の作付面積	令和2年度の作付予定面積	(参考)平成34年度の目標面積
主食用米	60,400	※1 59,000	56,500
飼料用米	4,623	※1 6,000	11,520
多収品種	1,872	※1 2,500	11,520
一般品種	2,751	※1 3,500	0
米粉用米	2	地域計画積み上げ	—
新市場開拓米	63	※1 100	—
WCS用稲	1,013	※1 1,100	990
加工用米	446	※1 500	480
備蓄米	4,800	※3 4,800	3,700
麦	248	300	200
大豆	792	※2 900	900
飼料作物	1,611	※2 2,450	3,300
そば	1,763	※2 1,866	1,920
なたね	74	地域計画積み上げ	—
園芸作物	30年度実績	※2 トレンド値	3,000

※1：令和元年12月26日説明会で地域農業再生協議会に示した計画。

※2：「30年以降の福島県水田農業の推進方針」目標値（令和4年）と現状（令和元年）とのトレンドで算定した面積。

※3：県別優先枠相当面積。

II. 今後の推進

令和2年度は、産地交付金の「転換作物拡大加算」「高収益作物等拡大加算」について加算単価を増額するとともに、地域農業再生協議会単位での当初計画にもとづく交付判断とされたことから、地域農業再生協議会単位での制度別・用途別作付計画・取り組み目標の策定が極めて重要となる、

このため、早期に地域農業再生協議会・方針作成者等も含めた協議を実施し、計画作成および農業者推進をおこなう。

1. 備蓄米県別優先枠27,050トンの確実な取り組み

○令和元年産米価動向から、最高落札予定価格は令和元年産備蓄米と大きく違わないと想定されるため、先ず生産者向けに推進。

○生産者結び付きのない備蓄米については、方針作成者の主食用米販売先のひとつとして位置付け、銘柄別作付・集荷動向等を考慮し、対応。

○なお、農林水産省の備蓄米のチラシにもあるように、令和2年産備蓄米から主食用米同様ナラシ対策の対象となることが決定。

○県別優先枠は、現時点では第3回入札まで設定するとされているので、早期に27,050トン全量を落札することを目指す。

2. 複数年契約を中心とする飼料用米生産の大幅拡大

○令和2年産飼料用米の3年以上の複数年契約に対して、産地交付金12,000円/10aのメリットが措置。

○区分管理・複数年契約での飼料用米生産に取り組み、収量を確保し、数量払いの制度メリットを最大限追求するとともに年による数量変動を回避するよう推進。

○多収品種は「ふくひびき」、一般品種は「天のつぶ」中心に推進、県域産地交付金により、定着のための団地化メリットを措置。

○なお、単年契約飼料用米に対しても、産地交付金の県域枠としてメリットを措置。

3. 麦・大豆等水稲以外作物への転換推進

- 「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」の取り組み方針として、麦・大豆の振興方針を整理し、産地交付金の県域枠としてもメリットを措置。
- 更に園芸等高収益作物への転換について、国として新たに「水田農業高収益化推進助成」を措置し、生産基盤整備にあたっては各種助成措置の優先採択と連動。
- これらを活用し、手取試算等を提示しながら水稲以外作物への積極的な取り組みを推進。

4. 事前契約等の拡大による「ふくしま米」の需要確保

- 全体需要が減少するなかで、今後「ふくしま米」の需要を確保・拡大していくことは相当困難。
- このため、早期に需要の座布団にすわり、生産者価格も安定させるため、価格・数量セットでの事前契約等の取り組みを検討。
- 具体的には、方針作成者において今後の令和2年産米の銘柄別・制度別・用途別作付計画、集荷・販売計画、出荷契約推進と連動させ、その一部について事前契約等として取り組むことを検討。
- 特に品種としては、業務用需要に対応していくため「天のつぶ」の作付拡大を促進。

以上

令和2年度産地交付金（案）

1. 令和元年度実績と令和2年度産地交付金取り扱いの基本的考え方

(1) 令和元年度実績

○県域においては「緊急転換加算」がほぼ使用されず、また地域においては「追加配分＋高収益作物等拡大加算」の約60%が使用されなかった。

(単位：百万、%)

項目	県域	地域	県全体
当初配分	306	922	1,228
追加配分	33	99	132
計	339	1,021	1,360
(比率)	25	75	100
高収益作物等転換加算	0	19	19
緊急転換加算	40	0	40
合計	379	1,040	1,419
使用実績	335	970	1,305
残額	44	70	114

(2) 令和2年度産地交付金取り扱いの基本的考え方

○このことから、令和2年度は、①産地交付金財源を目標達成に向け効率的に活用するため地域農業再生協議会財源の一部を県域に移し、県域必要額を優先的に確保する、そのうえで②飼料用米の大幅拡大に向けた支援および麦・大豆の生産拡大推進へ向けた新たな支援を導入する。

2. 国から県への配分の考え方

(1) 令和2年度は4月に1割程度を留保した額が当初配分され、10月頃に留保解除分が配分される見込みであるが、留保解除は作付け動向を見ながらの対応となる。

(2) (1)とは別に、転換作物拡大加算(1.5万円/10a)及び高収益作物等拡大加算(3万円/10a)が、地域農業再生協議会単位での拡大計画に基づき4月に配分される。

○国から福島県への年度別配分額

(単位：百万円)

項目	30年度	元年度	2年度
当初配分	1,262	1,228	1,193
追加配分	84	132	(133)
計	1,346	1,360	(1,326)

注1) 地域の取組に応じた追加配分(飼料用米複数年契約1.2万円/10aなど)は含めていない。
 注2) 2年度の()は留保分であるが、転換作物の作付動向により増減する。

3. 県から地域への配分の考え方

(1) 県域と地域の配分方法

- 令和2年度制度別用途別作付計画面積等から、県域必要額計画は377百万円、これを当初配分で確保し、残額816百万円を地域へ配分する。
- 10月下旬に見込まれる追加配分は、全額を地域へ配分することを基本とする。
- なお、県域及び地域での使用実績に残余が見込まれる場合に対応できるよう、県域使途単価に上限を設定し、便宜的に県域へも追加配分を行う。

○追加配分後の配分比率の想定(イメージ)

(単位:百万円、%)

区分		令和2年			令和元年
		当初交付	追加交付	計	当初
県域	金額	377	0	377	306
	比率	32	0	28	25
地域	金額	816	133	949	922
	比率	68	100	72	75
計	金額	1,193	133	1,326	1,228
	比率	100	100	100	100

(2) 地域への配分の考え方

ア. 当初配分

- 国からの配分のうち地域配分額816百万円を1月下旬に内報、4月に配分通知する。配分に当たっては、令和元年度活用実績を反映する。
- なお、地域農業再生協議会の転換作物拡大計画にもとづく転換作物拡大加算(1.5万円/10a)及び高収益作物等拡大加算(3万円/10a)については、該当地域農業再生協議会へ配分する。

イ. 追加配分

- 10月頃の国からの追加配分に基づき、全額を地域へ配分する。
- 地域配分に当たっては当初配分比率及び戦略作物等の作付面積を考慮した追加配分を行う。

ウ. 被災地域の取扱い

- 令和元年度の活用実績がわずかであった2町に対しては、一律10万円を当初配分し、実績に応じて追加配分する。
- また、令和元年度と同様に15百万円を被災地留保分として留保し、

被災地域の実績に応じて優先的に配分、残額についてはその他地域へ配分する。

当初配分本県枠 1,192,788 千円

当初配分地域枠 816,008 千円

県域	被災地	留保分	その他地域	追加配分(想定)
376,780 千円	200 千円	15,000 千円	800,808 千円	132,500 千円

追加配分後の地域枠(想定) 948,508 千円

4. 令和2年度産地交付金の設定概要一覧

取組		交付単価 (円/10a)	計画面積 (ha)	備考
県設定	飼料用米単年契約助成	7,000	1,800	(新規) 単年契約を支援、一般品種多収品種とも対象
	飼料用米大規模取組加算	2,500	2,500	(新規) 複数年契約を要件、一般品種多収品種とも対象
	飼料用米多収品種加算	1,000	2,500	(新規) R2単収実績等を検証の上、翌年度の支援を検討
	飼料用米(多収品種)大規模取組助成		(廃止)	
	飼料用米(一般品種)単年契約助成		(廃止)	
	加工用米複数年契約助成	12,000	700	品質向上に資する要件の追加
	新市場開拓用米取組拡大助成	12,000	100	単収向上に資する要件の追加
	酒造好適米推進助成	4,000	32	
	飼料用トウモロコシ助成	4,000	150	単収向上に資する要件の追加
	麦生産拡大助成	5,000	300	(新規) 追肥や防除等を要件
	大豆生産拡大助成	5,000	900	(新規) 排水対策等を要件
国設定	飼料用米・米粉用米に係る複数年契約助成	12,000	-	(新規)
	そば・なたね助成	20,000	-	
	新市場開拓用米助成	20,000	-	
	飼料用米・米粉用米に係る多収品種助成		(廃止)	複数年契約助成へ組み換え
	畑地化の取組助成		(廃止)	産地交付金から水田農業高収益化推進助成へ
加算分	転換作物拡大加算	15,000	-	地域協議会単位
	高収益作物等拡大加算	30,000	-	地域協議会単位
	平成31年度緊急転換加算		(廃止)	

注) 詳細は(別紙)令和2年度産地交付金の設定内容を参照。

以上

(別紙)

令和2年度産地交付金の設定内容

(注) この考え方は、現在の国の令和2年度予算概算決定の内容及び産地交付金の当初配分内報額を受けて整理したものであり、今後、国との協議の過程で変更になる可能性があります。

1. 県設定助成

(1) 飼料用米単年契約助成 (新規)

対象作物：飼料用米 (一般品種・多収品種) (基幹作物)
交付単価：7,000円/10a
計画面積：1,800ha
取組要件：低コスト生産・出荷体制の取組 など
その他：国設定の飼料用米複数年契約助成との重複助成はしない

(2) 飼料用米大規模取組加算 (新規)

対象作物：飼料用米 (一般品種・多収品種) (基幹作物)
交付単価：2,500円/10a
計画面積：2,500ha
取組要件：複数年契約、大規模作付及び団地化 など
その他：多収品種、一般品種とも対象とする

(3) 飼料用米多収品種加算 (新規)

対象作物：飼料用米 (多収品種) (基幹作物)
交付単価：1,000円/10a
計画面積：2,500ha
取組要件：多肥栽培 など
その他：令和2年度の単収実績等を検証の上、翌年度以降の支援を検討

(4) 加工用米複数年契約助成

対象作物：加工用米 (基幹作物)
交付単価：12,000円/10a
計画面積：700ha
取組要件：3年以上の複数年契約、品質向上に資する取組 など

(5) 新市場開拓用米取組拡大助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）

交付単価：12,000円/10a

計画面積：100ha

取組要件：多収穫性の品種による作付、収量増加に資する取組 など

(6) 酒造好適米推進助成

対象作物：醸造用玄米（基幹作物）（継続分のみ）

交付単価：4,000円/10a

計画面積：32ha

取組要件：新規需要米取組計画の認定、実需者等との出荷販売契約 など

(7) 飼料用トウモロコシ助成

対象作物：飼料用トウモロコシ（基幹作物）

交付単価：4,000円/10a

計画面積：150ha

取組要件：収量増加に資する取組 など

(8) 麦・大豆生産拡大助成（新規）

対象作物：麦（基幹作物）、大豆（基幹作物）

交付単価：5,000円/10a

計画面積：麦300ha、大豆900ha

取組要件：施肥管理、赤かび防除、排水対策 など

◎財源に余剰が出た場合は、飼料用米大規模加算、麦、大豆へ上乘せする。

◎財源が不足する場合は、飼料用米単年契約助成の単価を減額する。

2. 国設定助成**(9) 飼料用米・米粉用米に係る複数年契約助成（新規）**

対象作物：飼料用米（基幹作物）、米粉用米（基幹作物）

交付単価：12,000円/10a

取組要件：3年以上の複数年契約 など

(10) そば・なたね助成

対象作物：そば（基幹作物）、なたね（基幹作物）

交付単価：20,000円/10a

取組要件：実需者等との出荷販売契約又は自家加工や直売所等での販売など

(11) 新市場開拓用米助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）

交付単価：20,000円/10a

取組要件：新規需要米取組計画の認定を受けること

3. 地域の取組に応じた追加配分（加算分）**(1) 転換作物拡大加算**

- 地域協議会が作成する拡大計画に基づき、主食用米面積が令和元年より減少し、転換作物（戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米及び高収益作物）面積が令和元年より拡大した場合に、その面積に応じて配分される（15,000円/10a）。
- 4月当初配分において、国から県へ配分された額を該当する地域協議会へ配分する。

(2) 高収益作物等作付拡大加算

- 地域協議会が作成する拡大計画に基づき、主食用米面積が令和元年より減少し、高収益作物等（高収益作物、加工用米、新市場開拓用米及び飼料用とうもろこし）面積が令和元年より拡大した場合に、その面積に応じて配分される（30,000円/10a）。
- 4月当初配分において、国から県へ配分された額を該当する地域協議会へ配分する。

なお、各地域協議会は2月下旬まで、所管の県農林事務所農業振興普及部あて「転換作物拡大計画」を提出する。

以上